

# 宮古島市社会福祉協議会安全運転管理規程

社会福祉法人

宮古島市社会福祉協議会

# 宮古島市社会福祉協議会安全運転管理規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会（以下「当会」とする）が業務に使用する車両(以下「業務用車両」という)の安全な運行および適正な管理に関して必要な事項を定め、交通事故の防止をはかることを目的とする。

### (心構え)

第2条 宮古島市社会福祉協議会職員（以下「職員」という）は業務用車両の運行にあたり、常に人命尊重を優先するとともに、交通法規と本規程を遵守し、安全運転の確保に努めなければならない。

### (定義)

第3条 この規程で、使用する用語の定義は以下の通りとする。

- (1)業務用車両 当会が所有、管理する自動車をいう。
- (2)運転者 運転免許を所有する職員であって、業務用車両の運転を許可された者をいう。

### (安全運転管理者等の選任)

第4条 会社は、道路交通法に基づき、安全運転管理者を選任する。

- 2 安全運転管理者を選任または解任したときは、公安委員会に届け出るものとする。
- 3 当会は、安全運転管理者に対し、その業務を遂行するために必要な権限を与えるものとするとともに、公安委員会の行う講習を受講させるものとする。

### (安全運転管理者等の解任)

第5条 当会は、安全運転管理者が次のいずれかに該当する場合は、解任する。

- (1)異動、休職等の理由で安全運転管理業務が遂行できなくなったとき。
- (2)公安委員会の解任命令を受けたとき。
- (3)安全運転管理者等として、ふさわしくない行為等があったとき。

## 第2章 安全運転管理

### (安全運転管理者等の職務)

第6条 安全運転管理者は、自動車の安全運行を確保するために行うすべての業務を職務とする。

### **(運転者の適性等の把握)**

第7条 安全運転管理者は、運転者の運転適性、技能、知識を把握するとともに運転者が交通規則を守っているか、また行政処分、交通違反を行っていないかなどを把握する。

2 安全運転管理者は、必要に応じて、運転者の適性検査を実施し、安全運転上問題ないか確認する。

3 安全運転管理者は、運転者の運転免許を定期的にチェックし、必要に応じて、運転記録証明書を活用し、運転者の適性を把握する。

### **(運行計画)**

第8条 安全運転管理者は、過労運転等を防止するため、運転者の能力や健康状態を把握し、適切な休憩場所を指定する等により、適正な運行計画を立てるものとする。

2 安全運転管理者は、運転者から運行の状況を確認し、新たに作成する運行計画の作成上の参考とするように努める。

### **(異常気象時の措置)**

第9条 安全運転管理者は、異常気象・天災等の場合には必要な指示を行うとともに、次の措置を講ずるものとする。

(1)運転者と安全運転管理者等の連絡体制の確保

(2)雨天時等の危険回避の方法の指示

(3)運転継続・待機・中止の指示

(4)その他必要な措置

### **(点呼等)**

第10条 安全運転管理者は、朝礼や出勤時に、運転者に対して点呼を行うとともに、当会所定の健康チェックシートを活用して、健康状態を観察し、安全運行上の必要な指示を与えるものとする

2 安全運転管理者は、運転者に車両の日常点検を実施させるものとする。日常点検時には、当会所定の日常点検表を活用し、点検結果を運行日誌と共に安全運転管理者へ提出する。

### **(運行日誌)**

第11条 安全運転管理者は、運行日誌（様式第1号）を備え付けて、運転者ごとに車両の運行開始と終了日時、走行距離等を運転終了後に記録させ、運転の状況を把握する。

2 安全運転管理者は、運行日誌を活用し、走行ルートでの危険箇所、効率の良い経路等の情報を収集し、整備するものとする。

### **(安全運転指導)**

第12条 安全運転管理者は、運転に関する技術・知識その他安全運転を確保するための必要な事項について運転者に指導を行うものとする。

2 安全運転管理者は、前項の指導を効果的に実施するために、安全運転年間教育計画を策定するものとする。

### **(酒気帯びの確認)**

第13条 安全運転管理者は、運転前後または、業務の開始前や出勤時、および終了後や退勤時に、酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。酒気帯びの確認は、運転者の状態を目視等で確認するとともに、当該運転者の属する事業所に備えられたアルコール検知器を用いて行うものとする。

2 安全運転管理者は前項により、運転者の酒気帯びが確認された場合は、当該運転者に運転させてはならない。ただし、当該運転者が飲酒していないことが明確であるにもかかわらず、アルコール検知器で酒気帯びの反応が出た場合において、安全運転管理者が再確認を必要と判断したときは、時間を置いて再測定等を行うことがある。

3 安全運転管理者による運転者の酒気帯び確認の方法は対面を原則とする。ただし、直行直帰等により対面での確認が困難な場合は、運転者に携帯型アルコール検知器を携帯させ、カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認することとする。

4 出張等により、他の事業所において運転者が運転を開始・終了する場合は、原則として他の事業所の安全運転管理者が酒気帯びの有無を確認し、確認結果を当該運転者が所属する事業所の安全運転管理者に報告するものとする。他の事業所で安全運転管理者が選任されていない場合は、当該運転者が所属する事業所の携帯型アルコール検知器を使用し、対面での確認に準ずる方法により、その測定結果を当該運転者が所属する事業所の安全運転管理者が確認するものとする。

5 安全運転管理者が不在の場合は、安全運転管理者の業務を補助する別の者が酒気帯びの有無を確認するものとする。

6 個人で購入した携帯型アルコール検知器など、事業所の安全運転管理者が管理していると認められないものは前各項における酒気帯びの確認において、使用することはできない。

### **(酒気帯びの確認結果の記録および保存)**

第14条 安全運転管理者は、前条第1項により、確認した酒気帯びの内容を当会所定の「酒気帯び確認記録簿」により記録し、少なくとも1年間は保存するものとする。記録の内容から、運転者の状況に、問題があると判断した場合は、運転者の指導を行うものとする。

### **(アルコール検知器の管理・保持)**

第15条 安全運転管理者は、事業所の実態に合わせたアルコール検知器を購入し、管理するものとする。

2 安全運転管理者は、アルコール検知器を次の各号に定める内容に基づき、常時有効に保持するとともに、確認した内容を記録しておくものとする。

(1) アルコール検知器の取扱説明書に基づき、使用し、管理し、保守するとともに、定期的に故障の有無を確認しなければならない。

- (2) アルコールを含有する液体またはこれを薄めたものをスプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知するか、少なくとも週1回以上確認しなければならない。

#### **(非常信号用具等の備え付け)**

第16条 運転者は、車両には次に掲げる応急用具を備え付けるとともに、安全運転管理者は、運転者がその使用方法を習熟するよう教育する。

- (1) 非常信号用具、消火器（定員11名以上の車両）  
(2) 応急処理用具や部品

### **第3章 車両管理等**

#### **(車両管理台帳)**

第17条 安全運転管理者は、車両管理台帳（様式第3号）を備え付けて、車両の整備状況、車検の有効期間、自動車保険の付保状況等を把握しなければならない。ただし、既成のアプリケーション等を使用する場合に様式は指定しない。

#### **(鍵の保管)**

第18条 運転者は、車両の鍵は、運転終了後に必ず所定の保管場所に収納しなければならない。安全運転管理者が鍵の保管を行うものとする。

#### **(業務用車両の保管)**

第19条 運転者は、業務用車両は、運転終了後に必ず所定の場所に収納しなければならない。業務の都合で所定の場所に収納できない場合は、安全運転管理者は、事前に運転者からその理由と収納場所を確認し、問題ないと判断した場合は許可するものとする。

#### **(業務用車両の業務外使用の禁止)**

第20条 当会の業務用車両を、業務以外の目的で使用することはできない。

- 2 やむを得ず業務以外で使用する場合は、事前に所定の申請書を所属長に提出し、許可を得なければならない。

#### **(保険の付保)**

第21条 当会の所有する車両には、次の種類の自動車保険を付保する。

- (1) 自動車損害賠償責任保険  
(2) 自動車保険
- ・ 対人賠償保険 無制限
  - ・ 対物賠償保険 無制限

## 第4章 事故処理等

### (事故発生時の措置)

第22条 交通事故発生時は、運転者は、警察官の指示があるとき以外は現場から離れず、負傷者の救護、警察官への連絡など法令で定めた措置をとり、安全運転管理者に連絡してその指示を仰がなければならない。

2 安全運転管理者は、運転者から交通事故発生 の報告を受けた場合、運転者に対し適切な処置を取るよう指示しなければならない。

### (事故現場における示談交渉の禁止)

第23条 運転者は、事故発生現場等において、安全運転管理者の許可なく、独断で相手方との示談交渉を行ってはならない。

### (事故の事後処理)

第24条 安全運転管理者は、事故を起こした運転者に交通事故報告書(様式第2号)を提出させるとともに、契約保険会社に事故発生状況等の必要な事項を通知するものとする。

### (事故の取り扱い)

第25条 業務以外の目的で業務用車両を運転中に起こした交通事故、および運転者の故意または重大な過失による事故で会社が損害を受けた場合は、当会は運転者に対して当会の受けた損害の一部について賠償請求することができる。

### 附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

車 両 番 号				所 属	宮古島市社会福祉協議会		課	年 月 分	
確 認 印		事 務 局 長				課 長		安全運転管理者	
日付	曜日	発着時		メーター読	乗車距離	運転者	使用目的及び行先		日常点検異常有無
日	曜日	発	:	発	km				□なし□あり（ハンドル・ブレーキ・タイヤ・エンジン・バッテリー・灯火・オイル他
		着	:	着	km				
日	曜日	発	:	発	km				□なし□あり（ハンドル・ブレーキ・タイヤ・エンジン・バッテリー・灯火・オイル他
		着	:	着	km				
日	曜日	発	:	発	km				□なし□あり（ハンドル・ブレーキ・タイヤ・エンジン・バッテリー・灯火・オイル他
		着	:	着	km				
日	曜日	発	:	発	km				□なし□あり（ハンドル・ブレーキ・タイヤ・エンジン・バッテリー・灯火・オイル他
		着	:	着	km				
日	曜日	発	:	発	km				□なし□あり（ハンドル・ブレーキ・タイヤ・エンジン・バッテリー・灯火・オイル他
		着	:	着	km				
日	曜日	着	:	着	km				□なし□あり（ハンドル・ブレーキ・タイヤ・エンジン・バッテリー・灯火・オイル他
		着	:	着	km				
日	曜日	着	:	着	km				□なし□あり（ハンドル・ブレーキ・タイヤ・エンジン・バッテリー・灯火・オイル他
		着	:	着	km				
日	曜日	着	:	着	km				□なし□あり（ハンドル・ブレーキ・タイヤ・エンジン・バッテリー・灯火・オイル他
		着	:	着	km				

日	曜日	着	:	着	km	km				<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ハンドル・ブレーキ・タイヤ・エンジン・バッテリー・灯火・オイル他
		着	:	着	km					
日常点検異常有無 他の内容（日付 / ） 内容（ ）										

車両事故報告書

事務局長	安全運転管理者

事故	発生日時				
	発生場所				
	車 両	番 号		車名	
運転手	所 属				
	職・氏名				
	住 所				
	免許証種類		番号		
相手方	住 所				
	氏 名				
	免許証種類		番号		
	車両番号		車名		
	勤務先等	住所			
社名					
人身・物損 の状況	自 車				
	相手車				

発生原因 及び状況	
--------------	--

様式第 2 号（第 24 条関係） 1-2

事故現場見取図及び状況		
(凡例等)    自車  相手車  進行方向 		
損害程度	自車	
	相手車	
損害見積額	自車	
	相手車	
修理・整備	自車	

工場名	相手車	
再発防止策	運転手	
	安全運転 管理者	

記入者 ○運転手又は所属上長……様式第2号 1-1 及び 1-2 の事故現場見取図及び状況まで

○安全運転管理者……様式第2号 1-2 損害程度以降

様式第3号（第17条関係）

車両管理台帳

車両番号							
車体番号							
車種/型式							
取得方法	購入	購入日		購入先		価格	
	リース	契約日		リース会社		車体価格	
		期間	年 月 日～ 年 月 日				
車検	有効期間					工場名	
	年 月 日 ～ 年 月 日						
	年 月 日 ～ 年 月 日						
	年 月 日 ～ 年 月 日						
	年 月 日 ～ 年 月 日						
自賠責保険会社							
任意保険会社	有効期間					保険会社名	
	年 月 日 ～ 年 月 日						
	年 月 日 ～ 年 月 日						
	年 月 日 ～ 年 月 日						
	年 月 日 ～ 年 月 日						
定期点検実施日	実施日（6か月・1年）			実施日（6か月・1年）			

	年 月 日 (□6 ヶ月 □1 年)	年 月 日 (□6 ヶ月 □1 年)
	年 月 日 (□6 ヶ月 □1 年)	年 月 日 (□6 ヶ月 □1 年)
	年 月 日 (□6 ヶ月 □1 年)	年 月 日 (□6 ヶ月 □1 年)
	年 月 日 (□6 ヶ月 □1 年)	年 月 日 (□6 ヶ月 □1 年)
備忘記録 (修理・事故歴等)		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		